

本人確認情報の利用拡大とセキュリティ対策について

1 社会保障・税番号制度について ～ 社会保障、税、災害対策の分野で効率的に情報を管理 ～

(1) 制度の概要

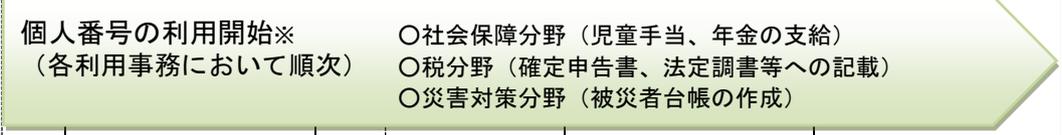
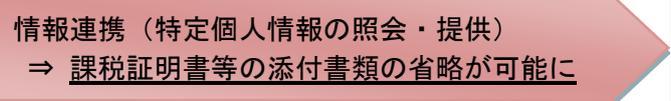
国、地方公共団体等の複数の機関が保有する個人情報と同じ人の情報であることを正確かつスムーズに確認するために、特定の個人を識別する機能を有する番号（マイナンバー）を住民に付し、これを用いて効率的な情報の管理及び利用、各機関間の迅速な情報の授受を可能とする。

平成 28 年 1 月 1 日以降、年金、医療保険、雇用保険、福祉の給付や税の手続きなどで、順次申請書等に個人番号の記載が求められる。

(2) 導入の目的と効果

| 目 的 | 効 果 |
|-------------|---|
| 公平・公正な社会の実現 | ○ 所得や他の行政サービスの受給状況を把握しやすくなり、負担を不当に免れることや不正受給を防止 |
| 住民の利便性向上 | ○ 申請時の添付書類（例：課税証明書）の削減による住民の負担軽減 |
| 行政事務の効率化 | ○ 行政機関における情報の照合、入力などに要する時間・労力の削減、正確性の向上 |

(3) スケジュール

| 平成 27 年度 | 平成 28 年度 | 平成 29 年度 | 平成 30 年度 | 平成 31 年度 |
|----------|--|--|--|----------|
| ▼H27.10 |  | | | |
| | ▼H28.1 |  | | |
| |  | | | |
| | | ▼H29.7 |  | |

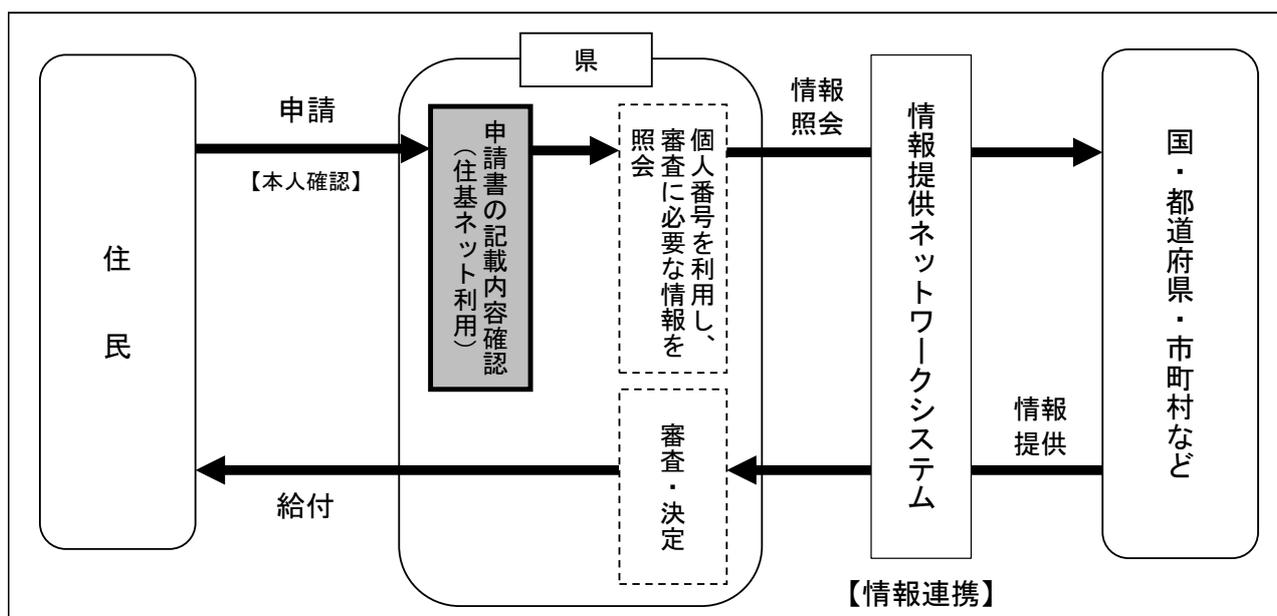
(※) 個人番号の利用：個人番号の収集、対象者情報の管理、社会保障・税・災害対策の分野に限定

2 個人番号利用事務における住基ネットの利用について

《番号法と住民基本台帳法との関係性について》

| | 番号法 | 住民基本台帳法 |
|------|--|-------------------|
| 法定事務 | 別表第1で規定された事務 | 別表第3・5・6で規定された事務 |
| | 住基事務に追加 | |
| | <p>○個人番号の利用機関が、住基ネットを用いて個人番号を含む本人確認情報を利用することができるように住基法別表を改正</p> <p>○情報連携を行う際、申請書に記載された個人番号等の情報が正確であるか確認することが可能</p> | |
| | ※事務の詳細は資料3-2 | |
| 条例事務 | 番号利用条例で規定された事務 | 住基ネット利用条例で規定された事務 |
| | 住基事務に追加 | |
| | <p>○地方公共団体では、番号法で規定された事務のほか、番号利用条例で定めた事務についても、個人番号を利用することが可能（第9条第2項）</p> <p>○県独自利用事務についても、住基ネットを利用して個人番号等の確認ができるように住基ネット利用条例に事務を追加</p> | |

＜番号利用事務における事務の流れ（イメージ）＞



3 新たに条例に基づき住基ネットを利用する事務について

| 区分 | 利用又は提供する事務 | 対象者及び確認する情報 | 想定 利用件数 | 利用又は 提供機関 |
|---------------|-----------------------------------|------------------------------------|------------|------------------|
| 知事が利用 | <u>私立高等学校授業料等軽減事業補助金の交付に関する事務</u> | 《私立高校》 申請書等に記載された保護者の住所、個人番号の確認 | 3,000 件 | 私学・ 高等教育課 |
| | <u>私立高等学校等奨学給付金の支給に関する事務</u> | | 1,500 件 | |
| | <u>私立高等学校等学び直し支援金の支給に関する事務</u> | | 100 件 | |
| | <u>生活に困窮する外国人の保護に関する事務</u> | 申請書に記載された外国人住民の住所、個人番号の確認 | 10 件 | 地域福祉課 |
| | <u>心身障害者扶養共済制度による年金の支給に関する事務</u> | 年金受給権者の住所、生存確認 | 800 件 | 障がい者 支援課 |
| 執行機関以外 の提供 | <u>授業料の減免に関する事務</u> | 《公立高校》 申請書等に記載された保護者の住所、個人番号の確認 | 30 件 | 教育委員会 (高校教育課) |
| | <u>奨学給付金の支給に関する事務</u> | | 6,000 件 | |
| | <u>学び直し支援金の支給に関する事務</u> | | 100 件 | |

(※) 下線のある事務は、個人番号利用事務（県独自利用事務）

【参考：行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律】

(利用範囲)

第9条第2項 地方公共団体の長その他の執行機関は、福祉、保健若しくは医療その他の社会保障、地方税又は防災に関する事務その他これらに類する事務であって条例で定めるものの処理に関して保有する特定個人情報ファイルにおいて個人情報を効率的に検索し、及び管理するために必要な限度で個人番号を利用することができる。

住基ネットの本人確認情報の利用(予定)事務一覧【法定事務】

| | 法律名 | 個人番号利用可能者 | 個人番号利用可能事務 | 番号法別表第1 | 住基法別表3 | 住基法別表5・6 | 事務利用担当課 |
|----|---|-----------|--|----------|--------|-------------|--------------------------------|
| 1 | 地方税法(昭和25年法律第226号)その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例 | 都道府県知事 | 地方税の賦課徴収又は地方税に関する調査(犯則事件の調査を含む。)に関する事務 | 16 | 4-2 | 別表5 4-2 | 税務課 |
| 2 | 児童福祉法(昭和22年法律第164号) ※小児慢性特定疾患関係 ※障害児入所給付費関係 ※里親等関係 | 都道府県知事 | 里親の認定、養育里親の登録、小児慢性特定疾病医療費、療育の給付、障害児等の入所給付費、高額障害児入所給付費、特定入所障害児食費等給付費若しくは障害児入所医療費の支給、日常生活上の援助及び生活指導並びに就業の支援の実施、負担能力の認定、費用の徴収に関する事務 | 7 | 7-2 | 別表5 8-2 | 保健・疾病対策課 障がい者支援課 子ども・家庭課 |
| 3 | 児童福祉法(昭和22年法律第164号) ※助産施設、母子生活支援施設関係 | 都道府県知事等 | 助産施設における助産の実施、母子生活支援施設における保護の実施に関する事務 | 9 | 7-3 | 別表5 8-3 | 子ども・家庭課 |
| 4 | 児童扶養手当法(昭和36年法律第238号) | 都道府県知事等 | 児童扶養手当の支給に関する事務 | 37 | 7-4 | 別表5 9 | 子ども・家庭課 |
| 5 | 母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和39年法律第129号) | 都道府県知事等 | 資金の貸付け、配偶者のない者で現に児童を扶養しているもの又は寡婦についての便宜の供与、給付金の支給に関する事務 | 43・44・45 | 7-6 | 別表5 9-3 | 子ども・家庭課 |
| 6 | 高等学校等就学支援金の支給に関する法律(平成22年法律第18号) ※私立学校対象 | 都道府県知事 | 就学支援金の支給に関する事務 | 91 | 5-4 | 別表5 6-2 | 私学・高等教育課 |
| 7 | 生活保護法(昭和25年法律第144号) | 都道府県知事等 | 保護の決定及び実施、就労自立給付金の支給、保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する事務 | 15 | 7-7 | 別表5 9-4 | 地域福祉課 |
| 8 | 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号) | 都道府県知事等 | 中国残留邦人等支援給付等の支給に関する事務 | 63 | 7-13 | 別表5 10-3 | 地域福祉課 |
| 9 | 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号) | 都道府県知事 | 入院の勧告若しくは措置、費用の負担又は療養費の支給に関する事務 | 70 | 5-6 | 別表5 6-4 | 保健・疾病対策課 |
| 10 | 難病の患者に対する医療等に関する法律(平成25年法律第50号) | 都道府県知事 | 特定医療費の支給に関する事務 | 98 | 5-7 | 別表5 6-5 | 保健・疾病対策課 |
| 11 | 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号) | 都道府県知事 | 診察、入院措置、費用の徴収、退院等の請求又は精神障害者保健福祉手帳の交付に関する事務 | 14 | 7-10 | 別表5 9-7 | 保健・疾病対策課 |
| 12 | 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号) | 都道府県知事 | 自立支援給付の支給又は地域生活支援事業の実施に関する事務 | 84 | 7-12 | 別表5 10-2 | 保健・疾病対策課 |
| 13 | 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号) | 都道府県知事 | 身体障害者手帳の交付に関する事務 | 11 | 7-9 | 別表5 9-6 | 障がい者支援課 |
| 14 | 特別児童扶養手当等の支給に関する法律(昭和39年法律第134号) | 都道府県知事等 | 特別児童扶養手当の支給、障害児福祉手当、特別障害者手当に関する事務 | 46・47 | 7-11 | 別表5 10 | 障がい者支援課 |
| 15 | 公営住宅法(昭和26年法律第193号) | 都道府県知事 | 公営住宅(同法第2条第2号)の管理に関する事務 | 19 | 23 | 別表5 28 | 公営住宅室 |
| 16 | 住宅地区改良法(昭和35年法律第84号) | 都道府県知事 | 改良住宅(同法第2条第6項)の管理若しくは家賃若しくは敷金の決定若しくは変更又は収入超過者に対する措置に関する事務 | 35 | 23-2 | 別表5 28-2 | 公営住宅室 |
| 17 | 特別支援学校への就学奨励に関する法律(昭和29年法律第144号) | 都道府県教育委員会 | 特別支援学校への就学のため必要な経費の支弁に関する事務 | 26 | 5-2 | 別表6 1 | 特別支援教育課 |
| 18 | 高等学校等就学支援金の支給に関する法律(平成22年法律第18号) ※県立高校対象 | 都道府県教育委員会 | 就学支援金の支給に関する事務 | 91 | 5-4 | 別表6 3 | 高校教育課 |

住基法別表第3: 都道府県知事その他の執行機関が、他都道府県の住民の本人確認情報を利用することが可能な事務

住基法別表第5及び第6: 都道府県知事その他の執行機関が、自都道府県の住民の本人確認情報を利用することが可能な事務

住基ネット利用事務の拡大に伴うセキュリティ対策について

県独自利用事務を追加することに伴い、住民基本台帳ネットワークシステムを利用する事務が増えることから、以下3つの側面から更なるセキュリティ対策を進めたい。

制度面

- ・ 記録する情報を「本人確認情報」に限定
- ・ 職員の秘密保持義務
- ・ 「本人確認情報」の提供先の制限
- ・ 「本人確認情報」の利用事務を限定

} 住民基本台帳法で規定

技術面

- ・ 専用回線の利用
- ・ ファイアウォールによる外部からの不正な通信の防止
- ・ 業務権限別の照合情報の登録

など

運用面

- ・ **職員教育の徹底（セキュリティ対策の周知・徹底）**
 - ⇒①新規担当職員（現行事務利用課）を対象とした研修会の実施
 - ⇒②新規事務利用課職員に対し、**住基ネット利用開始前に研修会を実施**
- ・ **業務アプリケーション利用上のセキュリティ対策**
 - ⇒業務以外での利用禁止、権限のない者による不正な操作防止、出力情報からの情報漏えい防止を徹底
- ・ **物理的なセキュリティ対策**
 - ⇒入退室管理による不正アクセス防止、空調設備の確保や災害対策などによる重要機器の物理的保護を実施
- ・ **システム管理に関するセキュリティ対策**
 - ⇒磁気ディスクやドキュメント（書類）の適切な管理、ログや操作履歴の徹底管理
- ・ **委託業者の管理**
 - ⇒契約書による委託業者の秘密保持義務の明確化、委託業務の管理・監視

自己点検、内部監査、外部監査によりチェック

住民基本台帳ネットワークシステム 平成 29 年度以降のセキュリティ対策（監査）について

1 基本的な考え方

《職員研修について》

- 新規事務利用担当課については、利用開始前の適切な時期に研修を実施する。
- 現行の事務利用担当課については、新規担当職員等を対象とした研修会を 4 月に実施する。

《監査等について》

- 自己点検は、新規事務利用担当課を含め全機関で実施する。
- 全ての事務利用担当課（新規事務利用担当課を含む）を対象に、3 年間で内部監査又は外部監査のいずれかを実施する。
- 新規事務利用担当課については、原則利用開始年度に内部監査を実施する。ただし、内部監査時点で利用実績のない課については、翌年度以降に実施する。
- 外部監査については、本庁及び現地機関において各 1 箇所実施する。

2 年度別計画

上記の考え方を踏まえ、平成 29 年度から 31 年度までの年度別計画を次のとおりとしたい。

【年度別計画(案)】

| 年 度 | 監査対象所属 | |
|----------|--|------------------|
| | 内部監査 | 外部監査 |
| 平成 29 年度 | <u>こども・家庭課</u> 、 <u>私学・高等教育課</u> 、 <u>地域福祉課</u> 、 <u>保健・疾病対策課</u> 、 <u>障がい者支援課</u> 、 <u>公営住宅室</u> 、 <u>高校教育課</u> 、 <u>特別支援教育課</u> 、 <u>諏訪地域振興局</u> | 職員課、南信州地域振興局 |
| 平成 30 年度 | 地域振興課、山岳高原観光課、国際観光推進室、建築住宅課、国際課、上田地域振興局、木曾地域振興局、長野地域振興局 | 税務課、上伊那地域振興局 |
| 平成 31 年度 | 消防課、農業政策課、交通指導課、監査委員事務局、佐久地域振興局、松本地域振興局、北アルプス地域振興局 | ものづくり振興課、北信地域振興局 |

※下線は、新規事務利用担当課

3 監査人

- (1) 内部監査 セキュリティ責任者、ネットワーク管理者又はこれらの指定する者
- (2) 外部監査 別に定める一定の資格・能力を有する外部の監査人